

北海道有機農業推進計画（第4期）素案についての意見募集結果

令和4年3月23日

意見の概要	意見に対する道の考え方※
健康面での有機農業の意義が政策の目的や意義に含まれていないのはおかしいのではないか。	ご意見として承ります。 <div style="text-align: right;">C</div>
有機 JAS 認証と非有機 JAS とを明確にわけて数値目標を設定して頂きたい。	有機農業推進法及び国の基本方針の目標において、有機 JAS 認証と非有機 JAS 有機に分けていないことを踏まえ、本計画の目標指標を有機農業取組面積・戸数としました。 <div style="text-align: right;">C</div>
より大きな目標を品目別に設定していくことが重要であると考えます。	国などの動向も踏まえながら、今後検討してまいります。 <div style="text-align: right;">C</div>
令和4年度以降の酪農畜産政策の変更により有機農業の取組面積に影響が出ることも想定しながら、目標設定を行う必要がある。	国などの動向も踏まえながら、今後検討してまいります。 <div style="text-align: right;">C</div>
アンチ慣行、アンチ有機を減らす事が重要では？と思います。	慣行農業者への周知・啓発を図り、地域における理解促進に努めます。 <div style="text-align: right;">C</div>
新規及び慣行からの移行に対するコンサルタントが大変重要。北海道農業公社が窓口になることを検討しては如何でしょうか。	ご指摘を踏まえ、有機農業への新規参入者について、案を修正し、支援体制の充実に努めます。 <div style="text-align: right;">A</div>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
有機に転換する場合に必要な数年間の減収分の補填、生産費に対する補助制度が必要。	今後の施策等の参考とさせていただきます。 C
新規参入者の懸念材料として、子供の教育と医療体制がある。	今後の施策等の参考とさせていただきます。 C
有機物が大量に確保でき、微生物資材を大量製造できるよう自治体の支援策を。	今後の施策等の参考とさせていただきます。 C
環境保全型農業直接支払交付金で、単年度の有機農業の取り組みも認めるようにすべき	今後の施策等の参考とさせていただきます。 C
化学的根拠の低い信奉的有機農法の緩やかな撲滅が必要では？と思います。	有機農業に関する研究結果について、周知、普及に努めます。 C
除草作業等の機械導入の際に優先した補助を望む。	今後の施策等の参考とさせていただきます。 C
農業機械の有機農業用の機械の開発が必要。特にプランター、施肥機、除草機械など	道総研などと連携し、ICTを活用した生産技術の開発・利用を進めます。 B

意見の概要	意見に対する道の考え方※
有機農業の栽培技術等の参考資料や文献が少なすぎる。	道では「有機導入の手引き」や「有機農業の転換の手引き」、国でも「有機農業の栽培マニュアル」などを作成しており、今後とも引き続きこれらの普及に努めます。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
試験研究機関と連携した品種改良等の技術革新を早急に進めていく必要がある。	道総研等と連携し、ICTを活用した生産技術の開発・利用や、病害虫抵抗性を強化した品種の開発などを進めます。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">B</div>
新規・既存に関わらず、認証に必要な経費の助成を望む。	今後の施策等の参考とさせていただきます。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
共選施設や貯蔵保管庫の更新・導入の際の補助金の支出等を望む。	今後の施策等の参考とさせていただきます。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
産官学による有機加工食品開発のプラットフォームやクラスターを立ち上げることも有効だと思います。	今後の施策等の参考とさせていただきます。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
情報提供やマッチングなど、流通コスト低減に向けた取組は、より一層必要と考える。	新たな販路の確保のためのセミナーや、消費者や実需者を対象とするイベント、実需者とのマッチングなどの取組を推進します。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">B</div>
中間業者や消費者の側から有機農産物の生産量拡大を目指すことが必要なのは、と考えます。	有機農産物等の販路拡大や消費者等の理解醸成に取り組んでまいります。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>独自流通システムを作り、周辺の有機農産物を集めて首都圏にまとめて送ると流通経費の削減が出来るのでは？</p>	<p>今後の施策等の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>農薬や化学肥料を使わないことだけを売りにしてばかりでは特に学校給食や病院給食ではなかなか販売が難しいと考える。</p>	<p>今後の施策等の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>認証を取得している生産者に対し、消費者に有機農業と有機認証が同等と考えられることの無いよう取り進めて頂きたい。</p>	<p>有機農業と有機農産物について記載するなど、理解促進を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>SNSでの発信を利用する等、若年層にも興味をもってもらう具体的取り組みを望む。</p>	<p>道のHPやマスメディアなども活用しながら、理解醸成に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>食育に関して、道として指導推進をお願いしたい。研究や作物の導入費用も必要経費であり、先導農家が100%負担するべきではないと考える。</p>	<p>今後の施策等の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>学校給食をはじめとした公共機関での有機農産物や特別栽培農産物の活用は有効であり、重点的に取り組むべきと考えます。</p>	<p>関係者の理解醸成を図り、給食などでの有機農産物等の利用拡大に向けた取組を促進してまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>環境局、学校教育局と密に連携していただき、学校給食への有機農産物の推奨を進めて頂きたいです。 (同趣旨ほか1件)</p>	<p>関係者の理解醸成を図り、給食などでの有機農産物等の利用拡大に向けた取組を促進してまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>学校給食に有機農業を推進することは、有機農家の販路確保、環境保全、一般家庭への認知向上など、社会的メリットが多分に期待できます。</p>	<p>関係者の理解醸成を図り、給食などでの有機農産物等の利用拡大に向けた取組を促進してまいります。</p> <p style="text-align: right;">B</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
有機農産物の学校給食での利用は非常に大きな意義がある。是非推進していただきたい。	関係者の理解醸成を図り、給食などでの有機農産物等の利用拡大に向けた取組を促進してまいります。 B
一般消費者の有機農産物への理解が得られていない。体験交流活動の開催（市町村及び農協の参画が必須）が有効と考える。	消費者を対象とする有機農業者等との交流イベントの実施等を通じ、有機農業について理解を深められるよう取り組みます。 B
数値目標ありきではなく生産現場の実態を踏まえ、関係機関とコミュニケーションをとりながら丁寧に進めていく必要がある。	計画推進にあたっては、道、市町村、農協、関係機関・団体のさらなる連携の促進に努めてまいります。 B
有機農業を広げるためのプロジェクトチームの立ち上げと実行部隊が必要。	今後の施策等の参考とさせていただきます。 C
農協に対してもっと具体的な取組の記載が必要。有機農業に対する交付金の増額、農協の有機農業への取り組みで目標は達成可能だと思う。	市町村や農協に対しても有機農業の情報提供に取り組むこととしており、地域における理解促進に努めるとともに、国の事業も活用しながら、地域の関係者が連携した取組を支援してまいります。 B
有機農業の取組を支援するには、市町村、農協が大変重要な位置づけとなります。積極的な窓口強化をお願いいたします。	市町村や農協に対しても有機農業の情報提供に取り組むこととしており、地域における理解促進に努めるとともに、国の事業も活用しながら、地域の関係者が連携した取組を支援してまいります。 B
地域事情に合わせた地域ごとの取り組み及び計画の策定が必要と考える。自治体及びJAなどの関係団体の役割が大きいと感じる。	市町村や農協に対しても有機農業の情報提供に取り組むこととしており、地域における理解促進に努めるとともに、国の事業も活用しながら、地域の関係者が連携した取組を支援してまいります。 B

意見の概要	意見に対する道の考え方※
町も農協も有機農業までは考えていないのが現状。ここを道が改革していくかが鍵だと考える。	市町村や農協に対しても有機農業の情報提供に取り組むこととしており、地域における理解促進に努めるとともに、国の事業も活用しながら、地域の関係者が連携した取組を支援してまいります。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">B</div>
国、道が有機農業の存在意義と普及の必要性を自治体、農協に対してしっかりと伝えることが急務である。	市町村や農協に対しても有機農業の情報提供に取り組むこととしており、地域における理解促進に努めるとともに、国の事業も活用しながら、地域の関係者が連携した取組を支援してまいります。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">B</div>
数値目標達成には、機械化の強化と人員の確保が必要でしょう。迅速な対応が必要かと思われまます。	取組状況は毎年度点検し、課題や目標の達成状況に応じて新たな取り組みを検討するなど適切に対応していきます。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">B</div>
有機農業の先進国の制度を具体的かつ最新の情報を調査、研究し、精査のうえで、政策を立案するべき。	今後の施策等の参考とさせていただきます。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
ゲノム編集種子の排除を明確にしては如何でしょうか。(同趣旨ほか1件)	日本農林規格調査会において、ゲノム編集技術を利用して得られた生物に係る取扱について検討していると承知しており、今後の国などの動向を注視してまいります。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
「ゲノム編集技術」の説明と、使用不可であることを明記してほしい。	日本農林規格調査会において、ゲノム編集技術を利用して得られた生物に係る取扱について検討していると承知しており、今後の国などの動向を注視してまいります。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
ゲノム編集作物に関しても条例制定されますことを心よりお願い申し上げます。(同趣旨ほか2件)	日本農林規格調査会において、ゲノム編集技術を利用して得られた生物に係る取扱について検討していると承知しており、今後の国などの動向を注視してまいります。 C
道内で有機農産物を給食に導入している先進地域のデータ収集、開示、そのデータに基づいた有機給食実現までのロードマップ作製をぜひお願い申し上げます。(同趣旨ほか1件)	学校給食への有機農産物利用の状況については、道のHPに掲載している「有機農業をめぐる情勢」において公表しており、今後も先進地事例の情報収集とその提供を進めます。 C
肥料農薬の海外依存が経営的にも持続可能な農業なのか?の啓蒙	本道農業が持続的に発展していけるよう、環境保全型農業の先導的な役割を果たす有機農業を推進してまいります。 C
今起きている自然環境の変化を広く周知していく必要があると思います。	今後の施策等の参考とさせていただきます。 C
道や各総合振興局の担当職員及び自治体の担当職員は、JAS 認証検査に立会・助言などを積極的に行って欲しい。	今後の施策等の参考とさせていただきます。 C

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先
農政部食の安全推進局食品政策課
(クリーン農業係)
電話 011-204-5431 (内線: 27-659)